

ホームヘルプステーション助さん運営規程
(指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 桑の実園福祉会が開設するホームヘルプステーション助さん（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ホームヘルプステーション助さん
- 2 所在地 たつの市龍野町堂本260-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員、サービス提供責任者を兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 2名以上（常勤職員、内1名は管理者を兼務。）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- 3 訪問介護員等 介護福祉士3名以上（常勤換算）

2級課程修了者2名以上（常勤換算）

訪問介護員等は居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 年間の休日 12月30日から1月3日とする。但し、必要時相談により対応可能。

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 障害児
- ④ 精神障害者

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護

- ③ 入浴の介護
- ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

3 通院等乗降介助

4 家事援助等に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

5 生活等に関する相談及び助言

6 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

7 その他の生活全般にわたる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

通常の事業実施地域外への訪問 1回 590円

4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

たつの市全域

相生市、太子町（揖保郡）、姫路市（勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第14条 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(暴力団等の排除)

第15条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契

約の内容とする。

- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 当事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成23年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月21日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年10月15日から施行する。

この規程は、平成24年11月12日から施行する。

この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

この規程は、令和元年12月25日から施行する。

この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和3年10月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。